

第1編 ビジネス実務法務の法体系

第1章 コンプライアンス

1. コンプライアンス(法令遵守)の意義

- ① コンプライアンス(法令等の遵守)とは、企業に対して、法令等の趣旨を理解し、その法令等が守ろうとする利益や価値に従った行動を求めるものである。
- ② 企業がコンプライアンス違反行為を行った場合、当該企業は**刑事的責任**、**民事的責任**、**行政処分等の不利益を受ける可能性がある**。



- ③ 企業の不祥事は、内部通報によって発覚することもある。そこで、コンプライアンスの推進の観点から、内部通報に関する**公益通報者保護法**が規定されており、公益通報者の**解雇の無効**、労働者派遣契約の**解除の無効**、**降格**、**減給**、派遣労働者の**交替を求めること**その他の不利益な取扱いの**禁止等**が定められている。
- ④ コンプライアンスの推進の観点から、暴力団関係者などの**反社会的勢力との関係を一切持たない**ようにすることが求められており、この点について、「**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)**」が定められている。

2. コンプライアンスに関連する重要概念

- ① **CSR**(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、**企業の社会的責任**を意味する。環境保護に配慮した企業経営などがCSRに基づく企業活動の例である。
- ② **リスクマネジメント**とは、企業活動に支障を来たすおそれのある**不確定な要素**を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

※ **SDGs**(持続可能な開発目標)とは、国連で採択された2030年までに実現すべき、**貧困**、**環境**、**平和等**の課題についての**国際目標**である。

わが国でも、**SDGs**(持続可能な開発目標)に関して、**次世代や女性のエンパワメントのための施策**(若い世代や女性を支援する取組み)などが進められており、**企業がSDGs対策**をすることは**リスクマネジメントの観点からも重要**である。

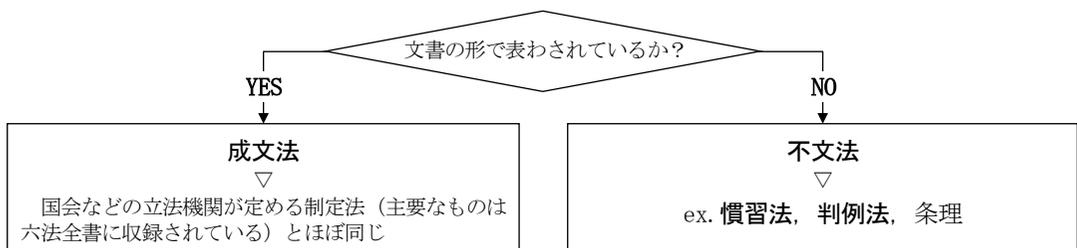
第2章 法律の基礎知識

第1節 法の定義

- ① 法律は社会規範の一種である。社会規範とは我々の行動の指針となったり善悪を判断する基準となるものである。社会規範の例としては、道徳、習俗・宗教などが挙げられる。
- ② 他の社会規範と法律の根本的な違いのポイントは、法律は、その内容が**国家権力**によって強制的に実現されるという点である。

第2節 法律の分類

1. 成文法vs不文法(文章の形に表わされているか否かによる分類)

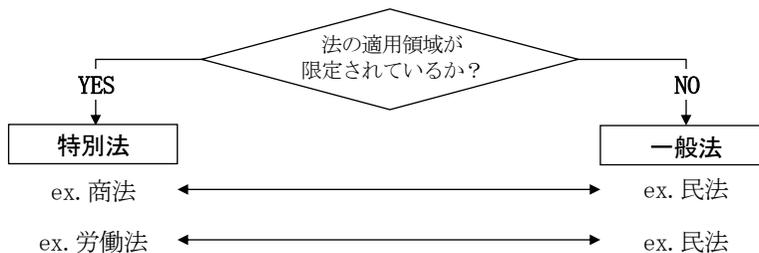


【基礎知識】

- ・慣習法とは、慣習(人の行動様式のうち反復して繰り返されるもの)のうち法的効力を認められたものをいう。
- ・判例法とは、裁判所の判決に含まれている法理のなかで、裁判の繰り返しにより他の類似の事件についても同一の判断をする基準となる効力を持つものをいう。
- ・条理とは、「物事の筋道」のことをいう。

2. 一般法vs特別法

- ① 一般法とは、特別法と比較して、**適用領域が限定されていない**法律をいう。これに対して、特別法は、一般法と比較して、**適用領域が限定されている**法律をいう。

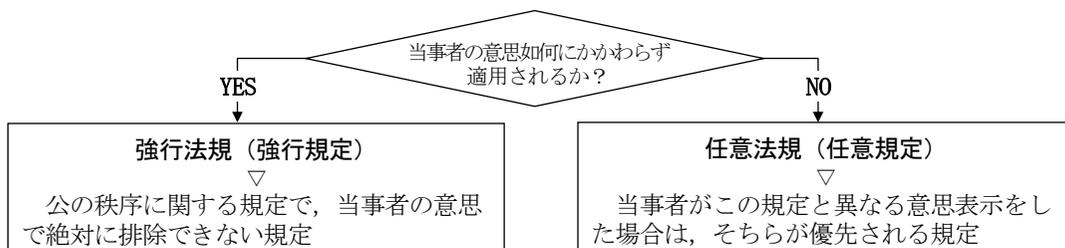


- ② 「特別法は一般法を破る。」

これは、特別法は一般法に優先して適用されるということを意味する。

3. 強行規定vs任意規定

- ① 法律は、当事者間で**法律の規定と異なる別の定めができるか否か**により、**強行法規(強行規定)**と**任意法規(任意規定)**に分かれる。



- ② 強行法規である旨、条文で明示されていることもある。そうでない場合は、**規定の趣旨を考慮**し、強行法規か任意法規か判断される。

例えば、民法の規定にも当該規定の趣旨から任意法規と解されている規定もあれば強行法規と解されている規定もある。従って、強行法規と任意法規の区別は実際には容易ではない場合も多い。

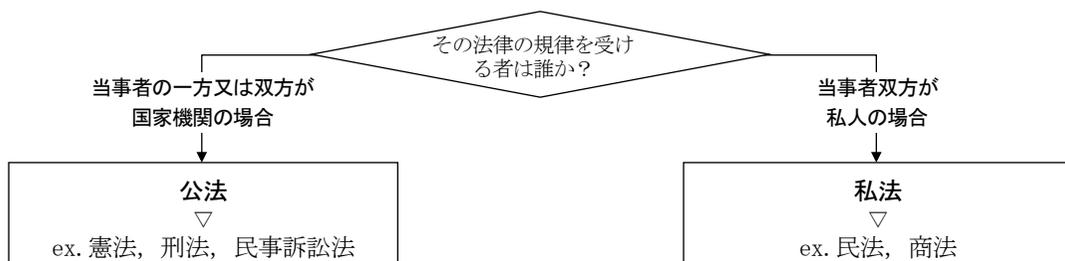
- ③ 取締規定

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、又は禁止することを定める規定をいう。

取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消しなどの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の**私法上の効力には影響がない**。

4. 公法vs私法

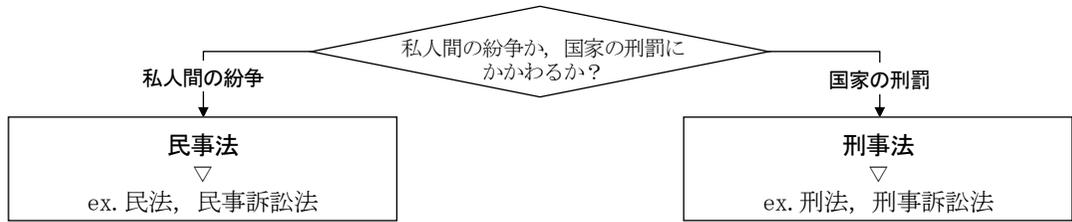
法律は、その法の規律を受けるものが**誰であるか**によって、**公法**と**私法**に分けられる。



5. 民事法vs刑事法

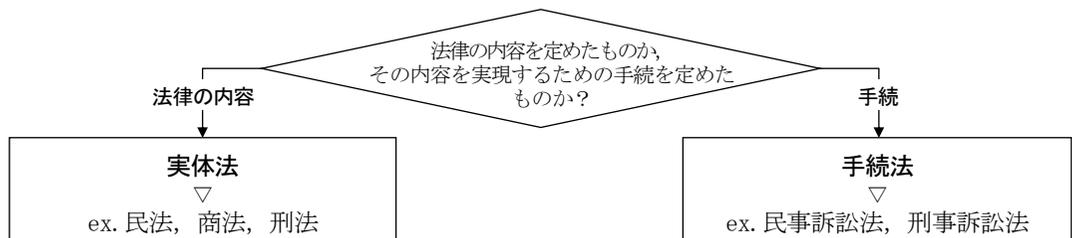
- ① **民事法**とは、私人間の紛争を解決する民事裁判の基準となる私法の実体法(民法や商法など)とその手続法(民事訴訟法など)の総称である。

- ② **刑事法**とは、国家が国民に対して刑罰を加えるための刑事裁判の基準となる実体法(刑法など)とその手続法(刑事訴訟法など)の総称である。



6. 実体法と手続法

- ① 実体法は、権利・義務など法律関係の内容(実体)を定める法律である。
- ② 手続法は、実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。



第3節 権利の実現

theme01 権利と義務

- ① 法律にかかわりのある社会生活関係を**法律関係**という。例えば、AがBに自己所有の絵画甲を300万円で売却したとする。この場合、AはBに**300万円を請求する権利**を有し、BはAに**300万円を支払う義務**を負う。他方、BはAに絵画甲の引渡しを請求する権利を有し、AはBに絵画甲を引き渡す義務を負う。
- ② 法律関係とは、表現を代えると、権利と義務の関係であるといえる。ここに**権利**とは、相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって主張できる力をいい、**義務**とは相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって拘束されることをいう。

theme02 権利の救済

- ① **権利の行使**とは、権利の内容を実現する行為をいう。権利の行使に対して相手方が応じない場合、力づくで権利内容を実現する行為を**自力救済**という。
- ② **自力救済は、原則として禁止される**。なぜなら、その際、過度の暴力が用いられるおそれがあるからである。
e x. 絵画甲の売買契約において、売主Aが甲を引き渡したにもかかわらず、買主Bが約束の期日に代金を支払わなかったとしても、Aは、Bの家から勝手に代金相当額の金銭を持ち出すことはできない。逆に、買主Bが代金を支払ったにもかかわらず、売主Aが約束の期日に甲を引き渡さなかったとしても、Bは、Aの家から勝手に甲を持ち出すことはできない。
- ③ そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、**裁判所の手続き**を通じて権利を実現していくことが大原則となっている(強制執行：第7編 第2章 参照)。

theme03 権利の救済方法

1. 訴訟の種類

裁判所で扱う訴訟は、①**民事訴訟**(私人間の紛争解決を目的とする訴訟)、②**刑事訴訟**(犯罪をしたと疑われ起訴された被告人に国家が刑罰を科すか否かを決する訴訟)、③**行政訴訟**(国や地方自治体などの行政機関による行政権の行使や公法上の権利関係についての争いの解決を目的とする訴訟)に分けられる。

2. 上訴

- ① 日本の審級制度は原則として**三審制**をとっている。裁判所は簡易裁判所・地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の4階級に分かれる。家庭裁判所は地方裁判所と同階級である。
- ② **上訴**とは、裁判に不服があるときに、より**上級の裁判所**に対して再審理をもとめることをいう。第一審判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**控訴**といい、その控訴審の判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**上告**という。

第3章 民法の基礎知識

第1節 私法の基本原則

民法の基本原則は以下のとおりである。

<p>1. 権利能力平等の原則 ▽ 人は生まれてから死ぬまで、誰でも等しく権利を有し義務を負うことができるという原則</p>	<p>2. 所有権絶対の原則 ▽ 所有権については、国家といえども侵害することはできないという原則 但し、公共の福祉による制限を受ける場合がある(憲法29条2項)。</p>	<p>3. 私的自治の原則 ▽ 権利主体は、私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるという原則。取引の場面では、契約自由(誰とどのような契約を締結するかを自由に決められる)の原則として現れる。※</p>	<p>4. 過失責任主義(過失責任の原則) ▽ 過失(故意も含めて)がなければ不法行為による損害賠償責任を負われないという原則。 ◇ 例外もある(後述)</p>
--	--	---	--

【基礎知識－故意vs過失】

- ・ **故意**とは、自己の行為により、権利又は利益の侵害という結果が発生することを認識・認容することという。

vs

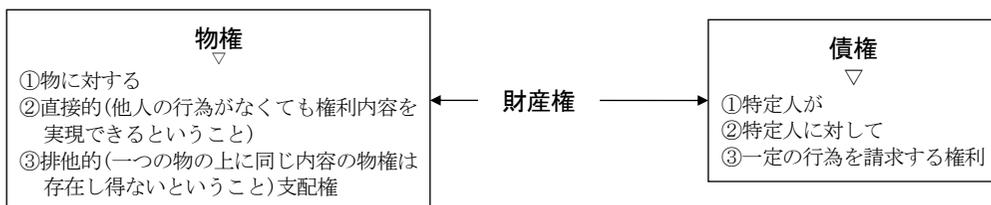
- ・ **過失**とは、損害の発生を予見し、防止する注意義務を怠ることをいう。

※ 契約自由の原則については、民法上、①契約締結の自由(民法521条1項)、②契約内容決定の自由(民法521条2項)、③契約方式の自由(民法522条2項)の3つの原則が規定されている。

第2節 財産権の種類

theme01 財産権の意義と種類

- ① 財産権とは、経済的かつ財産的利益を目的とする権利をいう。
- ② 民法上の財産権は、物権と債権に分かれる。

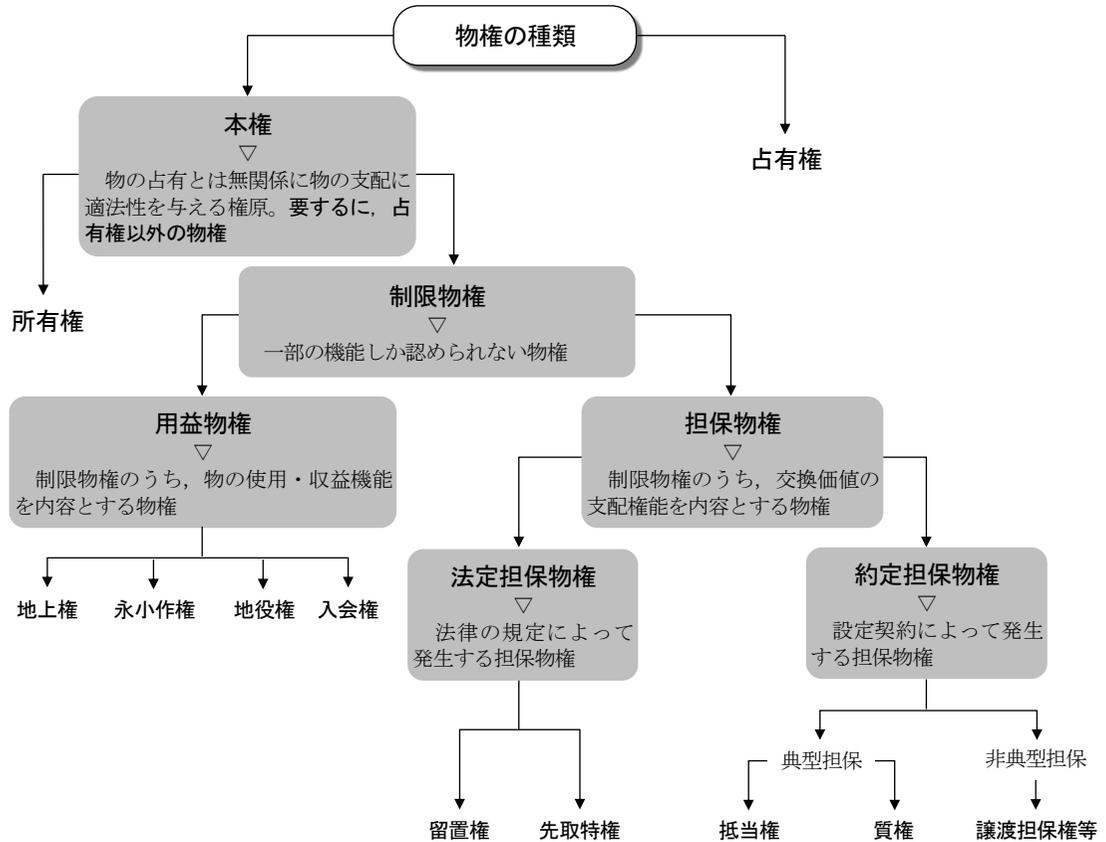


ex. AB間で商品の売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金支払請求権を有し、買主Bは売主Aに対して当該商品の引渡請求権を有することになるが、売買契約により発生する売主の買主に対する代金支払請求権(代金債権)や買主の売主に対する引渡請求権(引渡債権)は債権の例である。

theme02 物権の意義と種類

物権とは、物に対する直接的、排他的支配権をいう。

民法上、「物」とは、有体物をいう(民法85条)。



【基礎知識】

- ・占有権とは、占有に基づいて生じる権利。要するに、物を事実上支配する権利をいう。
- ・所有権とは、法令の範囲内で物を自由に使用・収益・処分しうる権利。要するに完全な物権であり、物権の王様！
- ・地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいう。
- ・永小作権とは、小作料を払って他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利をいう。
- ・地役権とは、設定行為で定めた目的に従って、他人の土地を自分の土地の便益に供する権利をいう。
- ・入会権とは、一定の地域の住民集団が山林原野・漁場・用水等を共同で管理し利用する慣習法上の権利をいう。
- ・留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置して、債務者の弁済を間接的に強制する担保物権をいう。
- ・先取特権とは、一定種類の債権の債権者が、法律上当然に債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利をいう。
- ・質権とは、債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して債務者の弁済を間接的に強制するとともに、弁済されない場合には、その物から優先弁済を受けることができる担保物権をいう。
- ・抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さずに担保に供した不動産その他一定の権利から、債権者が優先弁済を受けることを内容とする約定担保物権をいう。

第2編 取引を行う主体

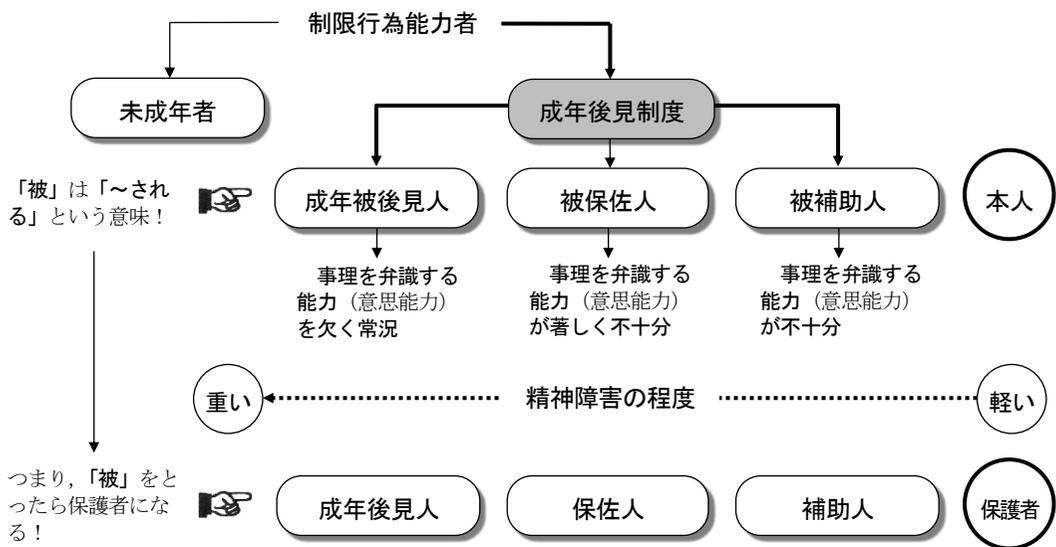
theme02 制限行為能力者制度

1. 制限行為能力者制度の意義

制限行為能力者制度とは、意思能力のない者やその不十分な者を、一定の年齢又は手続によって、画一的に制限行為能力者として定め、制限行為能力者の法律行為(契約など)は取り消すことができるとするとともに、保護者をつけてその能力の不足を補う制度である。

2. 制限行為能力者の種類

制限行為能力者は、**未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人**の4種類に分類される(民法4条・7条・11条・15条)。



theme03 未成年者と契約する場合

1. 未成年者の意義と保護者

未成年者とは、**満18歳未満**の者をいう(民法4条)。

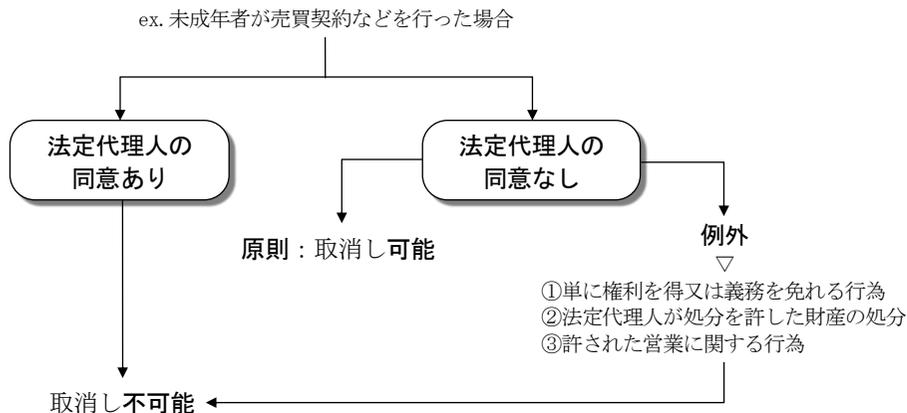
親権者がいる場合
▽
親権者
※ 父母の婚姻中はその双方を親権者とする(改正民法818条2項：2026年5月23日までに施行)。

親権者がいない場合
▽
未成年後見人

2. 法律行為の効果

未成年者が単独で行った行為は、原則として取り消すことができる(民法5条2項)。

ex. 未成年者AがBからデジタルカメラを購入する売買契約を締結した場合において、Aの法定代理人である親権者の同意を得ていたときは、Aは当該売買契約を取り消すことはできないが、親権者の同意を得ないで単独で当該契約を締結していたときは、Aは当該売買契約を取り消すことができる。



3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
親権者or未成年後見人の権限	○	○	○	○

【基礎知識】

- ・同意権とは、例えば制限行為能力者が売買契約をなす場合に、「売買契約をしてもよい」と許可を与える権利をいう。
- ・代理権とは、例えば制限行為能力者に代わって売買契約をなす権利をいう。
ex. 未成年者Aの親権者である両親がAの代理人としてA所有の甲土地をBに売却した場合、Aの親権者は代理権を有するから、当該甲土地の売買契約は完全に有効な契約であり、AもAの両親も当該甲土地の売買契約を取り消すことはできない。
- ・取消権とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、その売買契約を取り消す権利をいう。
- ・追認権とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、それを有効に確定する権利をいう。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(未成年者) ※未成年者自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 法定代理人(親権者or未成年後見人)

ex. 未成年者Aが、親権者である両親の同意を得ないで単独で、Bからデジタルカメラを購入する売買契約を締結した場合、Aは当該売買契約を取り消すことができる(この取消しには、親権者の同意は不要)し、Aの親権者である両親も当該売買契約を取り消すことができる。

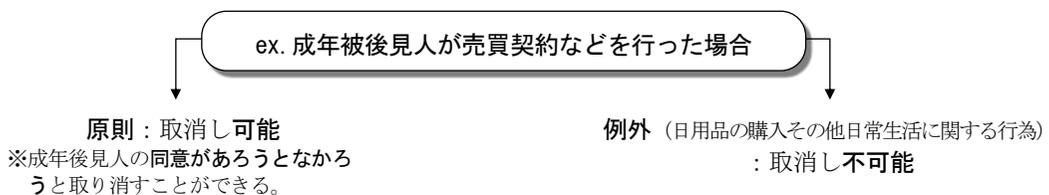
theme04 成年被後見人と契約する場合

1. 成年被後見人の意義と保護者

- (1) 成年被後見人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力(意思能力)を欠く常況にあって、②家庭裁判所によって後見開始の審判を受けたものである。
- (2) 成年被後見人の保護者は、成年後見人である。

2. 法律行為の効果

- ① 成年後見人は家庭裁判所の職権により選任される。
- ② 成年被後見人が単独で行った行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為以外は、原則として取り消すことができる(民法9条)。



3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
成年後見人の権限	×	○	○	○

ex. 成年被後見人Aの保護者である成年後見人Bが、Aの代理人としてA所有の甲土地をCに売却した場合、Aの成年後見人は代理権を有するから、当該甲土地の売買契約は完全に有効な契約であり、AもBも当該甲土地の売買契約を取り消すことはできない。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(成年被後見人) ※成年被後見人自身も取り消すことができる点に注意!
- ② 法定代理人(成年後見人)

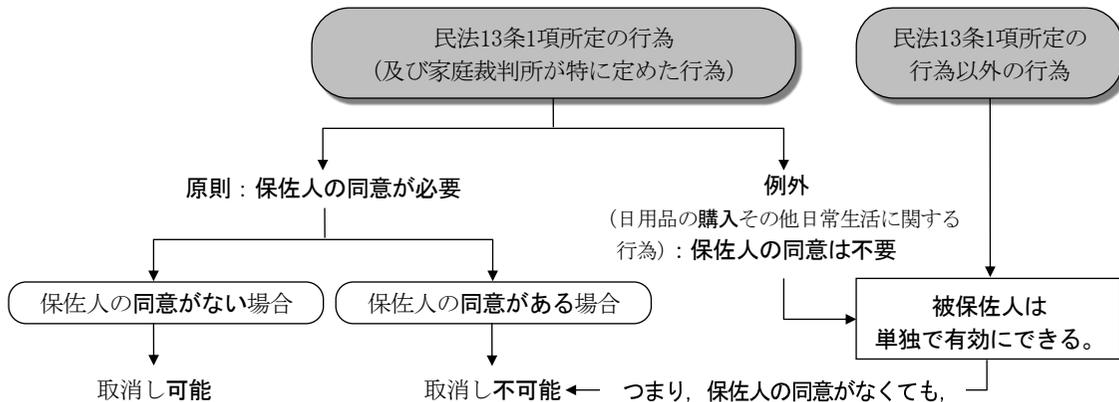
theme05 被保佐人と契約する場合

1. 被保佐人の意義と保護者

- (1) 被保佐人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であり、②家庭裁判所によって保佐開始の審判を受けた者である。
- (2) 被保佐人の保護者は、保佐人である。

2. 法律行為の効果

民法13条1項各号所定の行為についてのみ、保佐人の同意が必要であり、同意がない場合は取消事由となる。



ex. 被保佐人Aが、保佐人Bの同意を得ないでA所有の甲土地をCに売却する売買契約を締結した場合、被保佐人Aは、当該甲土地の売買契約を取り消すことができる。これに対して、保佐人Bの同意を得ていた場合には、Aは当該甲土地の売買契約を取り消すことはできない。

【民法13条1項各号所定の行為】

1. 元本を領収し、又は利用すること。
2. 借財又は保証をすること。
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
4. 訴訟行為をすること。
5. 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成15年法律第138号)第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
6. 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること。
7. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
8. 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
9. 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
10. 上記「1. ～9.」の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
保佐人の権限	○	原則：認められない。 例外：家庭裁判所の審判により特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることができる。	○	○

ex. 被保佐人Aの保護者である保佐人Bは、原則としては代理権を有さないが、家庭裁判所の審判により特定の法律行為について保佐人に代理権を付与することもできる。よって、例えば、家庭裁判所の審判によって、保佐人BにA所有の甲土地の売却についての代理権が付与されている場合には、Bは、Aの代理人としてA所有の甲土地の売買契約を締結することができる。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(被保佐人) ※被保佐人自身も取り消すことができる点に注意!
- ② 保佐人

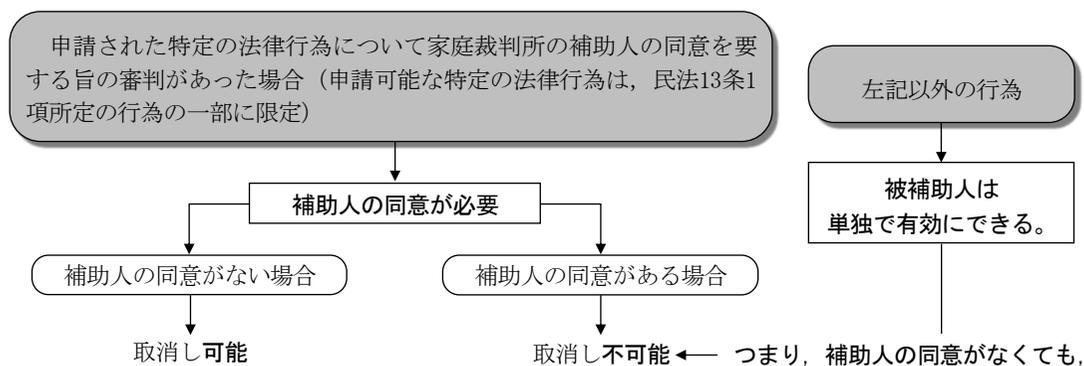
theme06 被補助人と契約する場合

1. 被補助人の意義と保護者

- (1) 被補助人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であり、②家庭裁判所によって補助開始の審判を受けた者である。
- (2) 被補助人の保護者は、補助人である。

2. 法律行為の効果

補助人には、審判により、当事者の選択した特定の法律行為について、被補助人の申立て又は同意を要件として、同意権(同意権の対象となるのは民法13条に定める行為の一部に限定される)・代理権のどちらか一方または両方が付与される。



ex. 被補助人Aの補助人BにA所有の甲土地の売却について同意権が付与されていた場合、AがBの同意を得ないでA所有の甲土地をCに売却する売買契約を締結したときは、Aは当該甲土地の売買契約を取り消すことができる。

3. 保護者の権限

本人の希望により、①～③のいずれかのタイプがある。

- ①タイプ：審判により与えられた「特定の法律行為」についての代理権
- ②タイプ：審判により与えられた「特定の法律行為」についての同意権・取消権(追認権)
- ③タイプ：①タイプの代理権と②タイプの同意権・取消権(追認権)の双方

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(被補助人) ※被補助人自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 補助人

theme07 取引制限行為能力者の相手方の保護

1. 制限行為能力者の相手方の催告権

- (1) 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者)となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる(民法20条1項)。
- (2) 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人または補助人に対し、その権限内の行為について、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、これらの者が上記の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなされる(民法20条2項)。

2. 詐術による取引

例えば、未成年者が、親権者の同意を得ずに取引した際に、成年であると年齢を偽ったり、親権者の同意があると偽って契約した場合は、それを信託して契約した相手方に対しては取消権を行使できない(民法21条)。

ただ、未成年者本人に対し、「親権者の同意の有無」を尋ね、「同意を得ている」との回答を得ただけでは、詐術とはされないこともあるため、「親権者の同意の有無」を慎重に確認する必要がある。

ex. 17歳のAは、自分は21歳であると偽るなどの詐術を用いてBと売買契約を締結した。この場合、未成年者Aは当該売買契約を取り消すことができないし、Aの親権者も当該売買契約を取り消すことはできない。

3. 成年後見制度の場合の相手方の保護

後見登記等に関する法律(後見登記法)の定めに従い、成年後見登記制度が設けられており、これによって、未成年を除く制限行為能力者の保護者である成年後見人・保佐人・補助人の権限等が公示されている。この制度によって、成年後見制度の場合の相手方の保護が図られている。